

## 独占禁止法研究会（第6回会合）議事概要

平成28年7月6日  
公正取引委員会

- 1 日時 平成28年6月28日（火）10:00～11:12
- 2 場所 中央合同庁舎第6号館B棟11階公正取引委員会大会議室
- 3 議事次第
  - (1) 開会
  - (2) 論点整理
  - (3) 閉会

### 4 議事概要

#### (1) 論点整理について

「課徴金制度の在り方に関する論点整理（案）」及び村上会員から提出された意見書について事務局から説明した後、自由討議が行われた。

#### ア 自由討議

冒頭、阿部会員から提出された資料の説明が行われた。

自由討議において会員から出された主な意見の概要は以下のとおり。

- 本研究会における今回の論点整理は、幅広い論点の洗い出しを行うことで足り、各論点について特定の意見・方向性を記載する必要はないのではないか。
- 防御権に関する論点が後回しにされているところ、当該論点に関する議論が駆け足になってしまうことを懸念する。防御権について十分な検討の時間を確保するようにしてほしい。
- 防御権については独立した論点として整理されているが、調査協力・非協力に対する加減算等を考える際は防御権についての議論も相互に関連するのであって、他の各論においても必要な範囲で議論をすべき。
- 公正取引委員会の課徴金制度の運用状況や審査手法等、各論の検討において必要な情報については事務局から説明を聴取する機会を設けてほしい。
- 40年前に導入された日本の課徴金制度は諸外国に比べて非常に遅れている。弁護士依頼者間秘匿特権等の防御権について国際整合性をみるのであれば、課徴金制度のほうも諸外国と同程度の機能を備えなければならないのではないか。
- 事情聴取ではなく報告命令を中心とした審査手法に変えていくとするならば、調査妨害に対する実効的なペナルティーを導入する必要がある。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課企画室

電話 03-3581-5485（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

- 課徴金と民事損害賠償金等との調整, 新しい制度に対応した防御権の強化及び優越的地位の濫用に対する課徴金制度の見直しについて議論する際は, それらの必要性を主張する会員から具体的提案を示していただきたい。

#### イ 自由討議の結果

討議の結果, 「課徴金制度の在り方に関する論点整理(案)」については原案のとおり承認された。

#### (2) 一般からの意見募集について

「課徴金制度の在り方に関する論点整理」について, 7月中旬から8月末までの約1か月半を募集期間として, 一般からの意見募集を行うことが承認された。

当該意見募集は, 検討の手順や論点の追加・修正など「論点整理」そのものに対する意見ではなく, 「論点整理」に示された論点に対する意見, 制度設計の方針や具体案, 今後の検討に際して参考となる情報等を対象に行うこととされた。

#### (3) 今後のスケジュール等について

今後は, 一般からの意見募集により寄せられた意見等を踏まえつつ, 「論点整理」に基づき各論の検討を開始することとされた。

第7回会合は9月下旬を目途に開催する予定。

以上

(文責: 公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)